

原規規発第 1912112 号
令和元年 12 月 11 日

関西電力株式会社
取締役社長 岩根 茂樹 殿

原子力規制委員会

大飯発電所の発電用原子炉の設置変更（3号及び4号発電用原子
炉施設の変更）について

平成30年7月27日付け関原発第230号（2019年4月17日付け関
原発第21号、2019年7月12日付け関原発第147号、2019年9月1
0日付け関原発第218号及び2019年10月8日付け関原発第296号を
もって一部補正）をもって、申請のあった上記の件については、核原料物質、核
燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条
の3の8第1項の規定に基づき、許可します。